

定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果 — 第 9 回 インターネット・アンケート《委員会設置会社版》 —

社団法人日本監査役協会は、平成 20 年 7 月 24 日から 8 月 13 日にかけて、インターネットを利用し、委員会設置会社 77 社を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数 48 社(うち上場会社 31 社)、回答率 62.3%。

本調査は、①定時株主総会(3月決算会社の場合、平成 20 年 6 月に開催された定時株主総会)前後の役員等の構成、②事業報告における開示内容、③決算短信・有価証券報告書の監査状況等について、調べるものである。

集計結果は以下のとおりである。結果の分析・評価は、企業グループがまとめて委員会設置会社へ移行したケースがあるため、これらグループの子会社群を除く親会社と独立系企業等(以下「独立企業」とする)の状況を中心に行った。

23 社の独立企業 総括

1. 取締役に占める社外取締役の割合が初めて過半数に達した

- ・ 取締役の平均人数は 10.65 人、うち社外取締役は 5.39 人で、ともに昨年(平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査)より増加した(取締役 0.43 人増、社外取締役 0.57 人増)。社外取締役の占める割合が 50.6%と初めて過半数に達し(昨年比 4.5 ポイント増)、社外取締役が過半数の会社の割合が約 4 割(39.1% : 昨年比 2.7 ポイント増)にのぼるなど、社外取締役の選任により取締役会の透明性確保に努めようとする傾向がわかる。(問 2-1)
- ・ 取締役会の議長は、95.6%の会社で社内取締役が務め(「CEO(代表執行役)」47.8%、「社内取締役(CEO 除く)」47.8%)、社内出身者が取締役会運営を司る傾向が続いている。(問 3-3)
- ・ 社外取締役の前職又は現職は、「会社と無関係な会社の役職員」が 39.5%と昨年より 7.4 ポイント増加し、社外取締役と会社との関係は「会社と全く無関係」が昨年より 4.2 ポイント増加して 41.9%となった。社外取締役の社外要件を厳格に捉え、独立性を重視する傾向が続いている。(問 2-2、2-3)
- ・ 執行役の総数平均は、昨年より 0.72 人増加し 15.17 人となったが、うち取締役兼務は 0.34 人減少し 3.57 人となった。執行と監督の分離が進んでいる。(問 2-1)

2. 3 委員会の委員長又は議長が「社外取締役」6 割

- ・ 3 委員会ともに「社外取締役(会長除く)」が約 6 割を占めており(指名 52.2%、報酬 65.2%、監査 65.2%)、いずれも昨年より減少している(指名 6.9 ポイント減、報酬 7.5 ポイント減、監査 3.0 ポイント減)。(問 3-2)
- ・ 常勤監査委員がいる会社の割合は、82.6%と昨年より 14.4 ポイント増加した。監査委員会においても監査役会と同様に常勤を設置し、監査の質の向上に努めている現状が垣間見える。(問 3-1)
- ・ 委員会の兼務状況については、「社外」取締役の兼務が目立つ(「監査+指名+報酬」43.5%、「監査+指名」52.2%、「監査+報酬」52.2%、「指名+報酬」73.9%)。また、「社内」取締役についても兼務が増加傾向にある(「監査+指名+報酬」17.4% : 0.8 ポイント減、「監査+指名」13.0% : 3.9 ポイント増、「監査+報酬」17.4% : 3.8 ポイント増、「指名+報酬」60.9% : 1.8 ポイント増)。ガバナンスの質の低下が懸念される。(問 3-4)

3. ほとんどの会社に内部監査部門があり、その平均人数は19人

- ・ ほとんどの会社(95.7%)に内部監査部門があり、その平均人数は昨年より1.71人増えて19.35人となっている。内部監査部門の陣容を充実する傾向が続いている。(問6-1)
- ・ 監査委員会の専属スタッフがいる会社は73.9%ある(スタッフの平均人数は3.76人)。その全ての会社で監査委員会がそのスタッフに対する人事同意権等を有する。(問5)
- ・ 監査委員会の議事原案の作成者は、「監査委員会事務局」が昨年より5.3ポイント増加し82.6%を占める。監査委員会事務局の機能が向上している様子がわかる。(問4-1)

4. 会社の支配に関する基本方針を定めている会社は2割

- ・ 会社の支配に関する基本方針を定めている会社は21.7%ある。そのうち買収防衛策の導入又は発動等の判断を行うための「独立委員会」を設置している会社は60.0%、その全ての会社において社外監査委員が独立委員会のメンバーとなっている。(問11)
- ・ 公開会社の85.0%で、事業報告において監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知識を有する旨の記載をしている。(問8-1)
- ・ 計算書類等を監査委員会及び会計監査人に送付する前に、任意の取締役会決議を行った会社は30.4%にとどまる。(問8-2)
- ・ 直近の定時株主総会までの1年間に、内部統制システムに係る取締役会決議の見直しを行った会社は60.9%あり、見直した項目は、「企業集団における業務の適正性確保体制」が57.1%と最も多く、「反社会的勢力排除に向けた基本的考え方」も35.7%ある。(問10)

5. 5割の会社が、決算期末から30日以内に決算短信を公表

- ・ 5割の会社(50.0%)が決算期末から「30日以内」に決算短信を公表した。昨年の調査(平成19年7月実施の運用実態調査)では、「45日以内」が41.2%と多数を占め、「30日以内」は14.7%に過ぎなかったが、公表時期が一段と早期化している。(問14-3)
- ・ 決算短信については、取締役会に「付議している」会社は75.0%(昨年比13.2ポイント減)を占めるが、監査委員会が「監査している」会社は昨年に比べ大幅に減少し(同8.8ポイント減)半数(50.0%)にとどまった。一方、有価証券報告書については、取締役会に「付議している」会社は42.1%にとどまる(同7.8ポイント増)が、監査委員会が「監査している」会社は昨年より大幅に増加し(同22.7ポイント増)68.4%を占める。決算短信公表の早期化により、監査委員会による監査は、有価証券報告書の監査に重点が移ったものと思われる。(問14-2、14-4、15-2、15-3)
- ・ 計算書類の作成時期について、全ての会社において、執行役から監査委員会及び会計監査人に対し、個別・連結「同時に提出された」。ただし、監査委員会監査報告は、「個別・連結を別々に作成した」会社が55.0%を占めている。(問13-2、13-3、13-4)

調査概要

対象	委員会設置会社(主に当協会会員)	77社
方法	インターネットを利用し、当協会ホームページより回答	
期間	平成20年7月24日から8月13日(21日間)	
回答数	有効回答数	48社(回答率62.3%)

上場別(上場31社、非上場17社)		決算期別	
東証一部上場	27社	3月決算	44社
東証二部上場	3社	12月決算	3社
その他上場	1社	2月決算	1社
非上場	17社	その他	0社

調査結果

問1 委員会設置会社への移行時期に関し、貴社は、以下のうちどちらに該当しますか。

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	全体			
	全体		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 直近の株主総会で委員会設置会社へ移行して2~6期目を迎える会社	48 (45)	100.0 (91.8)	23 (22)	100.0 (84.6)
2. 直近の株主総会で初めて委員会設置会社へ移行した会社	0 (4)	0.0 (8.2)	0 (4)	0.0 (15.4)
合計	48 (49)		23 (26)	

- ・ 当協会の調べでは、アンケート終了日(平成20年8月13日)までに委員会設置会社へ移行した会社は110社あり、うち、本年新たに移行した会社は3社である。委員会設置会社との選択制が導入されてから3年目以降は、移行が進んでいない。
- ・ 「2. 直近の株主総会で初めて委員会設置会社へ移行した会社」からの回答はなかった。

問2 直近の定時株主総会前後の役員等の構成についてご回答ください。

問2-1 取締役・執行役人数等

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

		移行前		総会前※		総会后※	
		全体	うち独立企業	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
取締役人数	総数(人)	0.00 (6.75)	0.00 (6.75)	8.52 (8.53)	10.35 (10.14)	8.75 (8.60)	10.65 (10.45)
	うち社外(人)	0.00 (1.50)	0.00 (1.50)	4.69 (4.53)	5.22 (4.86)	4.81 (4.51)	5.39 (4.82)
	構成比(%)	0.0 (22.2)	0.0 (22.2)	55.0 (53.1)	50.4 (48.0)	55.0 (52.5)	50.6 (46.1)
	社外過半数の会社(社)	0 (0)	0 (0)	23 (20)	9 (8)	23 (20)	9 (8)
	社外過半数の会社の割合(%)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	47.9 (44.4)	39.1 (36.4)	47.9 (44.4)	39.1 (36.4)
執行役人数	総数(人)	—	—	12.98 (12.47)	14.65 (13.64)	12.98 (12.82)	15.17 (14.45)
	うち取締役兼務(人)	—	—	2.96 (3.09)	3.39 (3.73)	3.15 (3.18)	3.57 (3.91)
執行役員人数	総数(人)	0.00 (3.75)	0.00 (3.75)	—	—	—	—
監査役人数	総数(人)	0.00 (2.75)	0.00 (2.75)	—	—	—	—
	うち社外(人)	0.00 (2.00)	0.00 (2.00)	—	—	—	—
回答社数		0 (4)	0 (4)	48 (45)	23 (22)	48 (45)	23 (22)

※委員会設置会社へ移行して2~6期目を迎える会社のみ集計

- ・ 社外取締役は、全体4.81人、独立企業5.39人となっており、昨年より増加している(全体0.3人増、独立企業0.57人増)。社外取締役の占める割合は過半数に達しており(全体55.0%、独立企業50.6%)、昨年より増加した(全体2.5ポイント増、独立企業4.5ポイント増)。社外取締役の選任により取締役会の透明性確保に努めようとする傾向がわかる。
- ・ 社外取締役が過半数の会社の割合は、全体47.9%(23社)、独立企業39.1%(9社)で昨年より増加している(全体3.5ポイント増、独立企業2.7ポイント増)。
- ・ 執行役の総数平均は、昨年に比べ、全体で0.16人、独立企業で0.72人増加したが、うち取締役兼務は全体で0.03人、独立企業で0.34人減少している。執行と監督の分離が進んでいる。

問 2-2 社外取締役の前職又は現職（社外取締役 1 人につき、主要なもの 1 つを選択）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	移行前		総会前※1		総会後※1	
	全体		全体		全体	
		うち独立企業		うち独立企業		うち独立企業
1. 親会社の役職員	0 (0)	0 (0)	78 (77)	0 (8)	78 (75)	0 (7)
2. 大株主の役職員	0 (0)	0 (0)	3 (6)	1 (5)	4 (6)	2 (5)
3. 取引銀行の役職員	0 (0)	0 (0)	4 (5)	4 (5)	4 (5)	4 (5)
4. 取引先の役職員	0 (0)	0 (0)	5 (10)	4 (10)	5 (10)	4 (10)
5. 会社と無関係な会社の役職員	0 (5)	0 (5)	58 (40)	48 (34)	61 (40)	49 (34)
6. 公認会計士又は税理士	0 (0)	0 (0)	17 (16)	16 (15)	19 (16)	18 (15)
7. 弁護士	0 (1)	0 (1)	21 (17)	18 (14)	22 (16)	19 (13)
8. 大学教授	0 (0)	0 (0)	13 (11)	12 (10)	12 (12)	11 (11)
9. 官公庁	0 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
10. その他	0 (0)	0 (0)	24 (21)	15 (5)	24 (22)	15 (5)
合計(人)	0 (6)	0 (6)	225 (204)	120 (107)	231 (203)	124 (106)

※1 委員会設置会社へ移行して 2～6 期目を迎える会社のみ集計

※2 数字は人

- ・ 独立企業では、「5. 会社と無関係な会社の役職員」が最も多く 39.5%（49 人）である。昨年（32.1%（34 人））より 7.4 ポイント増加しており、社外要件を厳格に捉える傾向が続いていることがわかる。

問 2-3 社外取締役と会社との関係（社外取締役 1 人につき、主要なもの 1 つを選択）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	移行前		総会前※1		総会後※1	
	全体		全体		全体	
		うち独立企業		うち独立企業		うち独立企業
1. CEO・役員の個人的知己・友人	0 (0)	0 (0)	19 (5)	16 (5)	18 (4)	15 (4)
2. CEO・役員との血縁者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3. 会社の資本・取引関係	0 (1)	0 (1)	101 (113)	14 (29)	102 (112)	15 (28)
4. 日本経団連等財界活動	0 (5)	0 (5)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)
5. 学者等著名人（書籍・マスコミ）	0 (0)	0 (0)	13 (14)	12 (12)	12 (15)	11 (13)
6. 日本弁護士連合会等	0 (0)	0 (0)	11 (9)	9 (7)	12 (9)	10 (7)
7. その他諸団体	0 (0)	0 (0)	4 (4)	3 (4)	4 (4)	3 (4)
8. 人材派遣業等の紹介	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
9. 会社と全く無関係	0 (0)	0 (0)	59 (47)	51 (40)	62 (47)	52 (40)
10. その他	0 (0)	0 (0)	12 (12)	9 (10)	14 (12)	11 (10)
合計(人)	0 (6)	0 (6)	225 (204)	120 (107)	231 (203)	124 (106)

※1 委員会設置会社へ移行して 2～6 期目を迎える会社のみ集計

※2 数字は人

- ・ 全体では、「3. 会社の資本・取引関係」44.2%（102 人）であり、昨年の 55.2%（112 人）から大幅に減少し、一方「9. 会社と全く無関係」が、26.8%（62 人）と昨年の 23.2%（47 人）より 3.6 ポイント減少している。
- ・ 独立企業では「9. 会社と全く無関係」が最も多く、41.9%（52 人）を占めている。昨年の 37.7%（40 人）から 4.2 ポイント増加している。社外の独立性を重視していることがわかる。

問3 直近の定時株主総会前後の三委員会の構成等についてご回答ください。

問3-1 委員会の委員構成

(1) 指名委員会

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	総会前				総会后			
	全体		うち独立企業		全体		うち独立企業	
総数(人)	3.79	(3.71)	4.35	(4.18)	3.75	(3.73)	4.26	(4.23)
うち社外の平均(人)	2.48	(2.47)	2.83	(2.82)	2.54	(2.51)	2.91	(2.91)
社外の構成比(%)	65.4	(66.5)	65.0	(67.4)	67.8	(67.3)	68.4	(68.8)
うち常勤の平均(人)	1.25	(1.18)	1.39	(1.23)	1.17	(1.13)	1.26	(1.14)
常勤の構成比(%)	33.0	(31.7)	32.0	(29.3)	31.1	(30.4)	29.6	(26.9)
常勤がいる会社数(社)	44	(41)	19	(18)	44	(39)	19	(16)
常勤がいる会社の割合(%)	91.7	(91.1)	82.6	(81.8)	91.7	(86.7)	82.6	(72.7)
回答社数	48	(45)	23	(22)	48	(45)	23	(22)

(2) 報酬委員会

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	総会前				総会后			
	全体		うち独立企業		全体		うち独立企業	
総数(人)	3.69	(3.47)	4.30	(3.77)	3.65	(3.51)	4.22	(3.86)
うち社外の平均(人)	2.48	(2.36)	2.96	(2.64)	2.48	(2.40)	2.91	(2.73)
社外の構成比(%)	67.2	(67.9)	68.7	(69.9)	68.0	(68.4)	69.1	(70.6)
うち常勤の平均(人)	1.15	(1.04)	1.22	(1.00)	1.10	(1.04)	1.17	(1.00)
常勤の構成比(%)	31.1	(30.1)	28.3	(26.5)	30.3	(29.7)	27.8	(25.9)
常勤がいる会社数(社)	43	(38)	17	(15)	43	(38)	18	(15)
常勤がいる会社の割合(%)	89.6	(84.4)	73.9	(68.2)	89.6	(84.4)	78.3	(68.2)
回答社数	48	(45)	23	(22)	48	(45)	23	(22)

(3) 監査委員会

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	総会前				総会后			
	全体		うち独立企業		全体		うち独立企業	
総数(人)	3.52	(3.33)	4.00	(3.55)	3.56	(3.47)	4.09	(3.86)
うち社外の平均(人)	2.81	(2.69)	3.04	(2.73)	2.85	(2.76)	3.13	(2.91)
社外の構成比(%)	79.9	(80.7)	76.1	(76.9)	80.1	(79.5)	76.6	(75.3)
うち常勤の平均(人)	0.83	(0.71)	1.04	(0.86)	0.83	(0.76)	1.04	(0.95)
常勤の構成比(%)	23.7	(21.3)	26.1	(24.4)	23.4	(21.8)	25.5	(24.7)
常勤がいる会社数(社)	34	(27)	19	(14)	34	(27)	19	(15)
常勤がいる会社の割合(%)	70.8	(60.0)	82.6	(63.6)	70.8	(60.0)	82.6	(68.2)
回答社数	48	(45)	23	(22)	48	(45)	23	(22)

- ・ 社外委員の構成比は、監査委員会では全体 80.1%、独立企業 76.6%となっており、他の2委員会と比べ高くなっている(指名; 全体 67.8%・独立企業 68.4%、報酬; 全体 68.0%・独立企業 69.1%)。
- ・ 常勤がいる会社の割合は、監査委員会では全体 70.8%、独立企業 82.6%と昨年より大幅に増加した(全体 10.8ポイント増、独立企業 14.4ポイント増)。監査委員会においても監査役会と同様に常勤監査委員を設置し、監査の質の向上に努めている現状が垣間見える。

問3-2 3委員会の委員長・議長は誰が務めていますか。

(1) 指名委員会

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	総会前				総会后			
	全体		うち独立企業		全体		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社外取締役(会長除く)	12 (13)	25.0 (28.9)	12 (13)	52.2 (59.1)	13 (13)	27.1 (28.9)	12 (13)	52.2 (59.1)
2. 社内取締役(CEO・会長除く)	2 (2)	4.2 (4.4)	2 (2)	8.7 (9.1)	3 (2)	6.3 (4.4)	3 (2)	13.0 (9.1)
3. CEO(代表執行役)	22 (22)	45.8 (48.9)	3 (3)	13.0 (13.6)	21 (22)	43.8 (48.9)	2 (3)	8.7 (13.6)
4. 会長(取締役会議長)	12 (8)	25.0 (17.8)	6 (4)	26.1 (18.2)	11 (8)	22.9 (17.8)	6 (4)	26.1 (18.2)
5. その他	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
回答社数	48 (45)		23 (22)		48 (45)		23 (22)	

(2) 報酬委員会

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	総会前				総会后			
	全体		うち独立企業		全体		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社外取締役(会長除く)	16 (16)	33.3 (35.6)	16 (16)	69.6 (72.7)	15 (16)	31.3 (35.6)	15 (16)	65.2 (72.7)
2. 社内取締役(CEO・会長除く)	1 (1)	2.1 (2.2)	1 (1)	4.3 (4.5)	2 (1)	4.2 (2.2)	1 (1)	4.3 (4.5)
3. CEO(代表執行役)	23 (24)	47.9 (53.3)	1 (2)	4.3 (9.1)	21 (24)	43.8 (53.3)	1 (2)	4.3 (9.1)
4. 会長(取締役会議長)	8 (4)	16.7 (8.9)	5 (3)	21.7 (13.6)	10 (4)	20.8 (8.9)	6 (3)	26.1 (13.6)
5. その他	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
回答社数	48 (45)		23 (22)		48 (45)		23 (22)	

(3) 監査委員会

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	総会前				総会后			
	全体		うち独立企業		全体		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社外取締役(会長除く)	28 (28)	58.3 (62.2)	15 (15)	65.2 (68.2)	28 (28)	58.3 (62.2)	15 (15)	65.2 (68.2)
2. 社内取締役(CEO・会長除く)	19 (16)	39.6 (35.6)	8 (7)	34.8 (31.8)	19 (15)	39.6 (33.3)	8 (6)	34.8 (27.3)
3. CEO(代表執行役)	1 (0)	2.1 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	2.1 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
4. 会長(取締役会議長)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (1)	0.0 (2.2)	0 (1)	0.0 (4.5)
5. その他	0 (1)	0.0 (2.2)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (1)	0.0 (2.2)	0 (0)	0.0 (0.0)
回答社数	48 (45)		23 (22)		48 (45)		23 (22)	

- ・ 独立企業では、3委員会ともに「1. 社外取締役(会長除く)」が約6割を占めており(指名52.2%、報酬65.2%、監査65.2%)、いずれも昨年より減少している(指名6.9ポイント減、報酬7.5ポイント減、監査3.0ポイント減)。

問 3-3 取締役会議長は誰が務めていますか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	総会前				総会後			
	全体		うち独立企業		全体		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社外取締役	11 (7)	22.9 (15.6)	2 (3)	8.7 (13.6)	11 (10)	22.9 (22.2)	1 (3)	4.3 (13.6)
2. 社内取締役 (CEO 除く)	13 (12)	27.1 (26.7)	10 (8)	43.5 (36.4)	13 (12)	27.1 (26.7)	11 (10)	47.8 (45.5)
3. CEO (代表執行役)	24 (26)	50.0 (57.8)	11 (11)	47.8 (50.0)	24 (22)	50.0 (48.9)	11 (9)	47.8 (40.9)
4. その他	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (1)	0.0 (2.2)	0 (0)	0.0 (0.0)
回答社数	48 (45)		23 (22)		48 (45)		23 (22)	

- ・ 昨年同様、「2. 社内取締役 (CEO 除く)」及び「3. CEO (代表執行役)」が多数を占めており、特に独立企業では、両者合わせて 95.6%を占めている。社内出身者が取締役会運営を司る傾向が続いている。

問 3-4 委員会の兼務状況についてご回答ください。

(1) 社外委員

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	総会前				総会後			
	全体		うち独立企業		全体		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査+指名+報酬委員会(平均人)	1.21 (1.13)	—	1.43 (1.55)	—	1.15 (1.22)	—	1.30 (1.77)	—
兼務がある会社(社/%)	24 (22)	50.0 (48.9)	12 (12)	52.2 (54.5)	22 (22)	45.8 (48.9)	10 (12)	43.5 (54.5)
兼務がある場合の兼務平均(人)	2.42 (2.32)	—	2.75 (2.83)	—	2.50 (2.50)	—	3.00 (3.25)	—
2. 監査+指名委員会(平均人)	0.69 (0.62)	—	0.83 (0.86)	—	0.73 (0.60)	—	0.91 (0.86)	—
兼務がある会社(社/%)	15 (13)	31.3 (28.9)	10 (9)	43.5 (40.9)	17 (13)	35.4 (28.9)	12 (9)	52.2 (40.9)
兼務がある場合の兼務平均(人)	2.20 (2.15)	—	1.90 (2.11)	—	2.06 (2.08)	—	1.75 (2.11)	—
3. 監査+報酬委員会(平均人)	0.71 (0.56)	—	0.96 (0.77)	—	0.77 (0.53)	—	1.09 (0.77)	—
兼務がある会社(社/%)	13 (11)	27.1 (24.4)	10 (8)	43.5 (36.4)	15 (11)	31.3 (24.4)	12 (8)	52.2 (36.4)
兼務がある場合の兼務平均(人)	2.62 (2.27)	—	2.20 (2.13)	—	2.47 (2.18)	—	2.08 (2.13)	—
4. 指名+報酬委員会(平均人)	1.54 (1.51)	—	1.35 (1.32)	—	1.58 (1.47)	—	1.43 (1.23)	—
兼務がある会社(社/%)	40 (35)	83.3 (77.8)	17 (15)	73.9 (68.2)	40 (33)	83.3 (73.3)	17 (13)	73.9 (59.1)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.85 (1.94)	—	1.82 (1.93)	—	1.90 (2.00)	—	1.94 (2.08)	—
回答社数	48 (45)		23 (22)		48 (45)		23 (22)	

(2) 社内委員

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	総会前				総会后			
	全体				全体			
			うち独立企業				うち独立企業	
1. 監査+指名+報酬委員会(平均人)	0.38 (0.31)	—	0.43 (0.45)	—	0.38 (0.33)	—	0.43 (0.50)	—
兼務がある会社(社/%)	9 (6)	18.8 (13.3)	4 (4)	17.4 (18.2)	9 (6)	18.8 (13.3)	4 (4)	17.4 (18.2)
兼務がある場合の兼務平均(人)	2.00 (2.33)	—	2.50 (2.50)	—	2 (2.50)	—	2.50 (2.75)	—
2. 監査+指名委員会(平均人)	0.25 (0.18)	—	0.30 (0.23)	—	0.25 (0.20)	—	0.30 (0.27)	—
兼務がある会社(社/%)	6 (3)	12.5 (6.7)	3 (2)	13.0 (9.1)	6 (3)	12.5 (6.7)	3 (2)	13.0 (9.1)
兼務がある場合の兼務平均(人)	2.00 (2.67)	—	2.33 (2.50)	—	2.00 (3.00)	—	2.33 (3.00)	—
3. 監査+報酬委員会(平均人)	0.25 (0.20)	—	0.35 (0.27)	—	0.25 (0.20)	—	0.35 (0.27)	—
兼務がある会社(社/%)	6 (4)	12.5 (8.9)	4 (3)	17.4 (13.6)	6 (4)	12.5 (8.9)	4 (3)	17.4 (13.6)
兼務がある場合の兼務平均(人)	2.00 (2.25)	—	2.00 (2.00)	—	2.00 (2.25)	—	2.00 (2.00)	—
4. 指名+報酬委員会(平均人)	1.10 (0.96)	—	1.13 (0.86)	—	1.06 (1.02)	—	1.09 (0.95)	—
兼務がある会社(社/%)	38 (33)	79.2 (73.3)	14 (12)	60.9 (54.5)	38 (35)	79.2 (77.8)	14 (13)	60.9 (59.1)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.39 (1.30)	—	1.86 (1.58)	—	1.34 (1.31)	—	1.79 (1.62)	—
回答社数	48 (45)		23 (22)		48 (45)		23 (22)	

- 各委員会とも、社外取締役の兼務が目立っており（独立企業につき「1. 監査+指名+報酬」43.5%、「2. 監査+指名」52.2%、「3. 監査+報酬」52.2%、「4. 指名+報酬」73.9%）、「1. 監査+指名+報酬」以外は兼務している会社が増加している（独立企業につき「1. 監査+指名+報酬」11.0ポイント減、「2. 監査+指名」11.3ポイント増、「3. 監査+報酬」15.8ポイント増、「4. 指名+報酬」14.8ポイント増）。
- 社内取締役についても兼務が増加傾向にある（独立企業につき「1. 監査+指名+報酬」17.4%：0.8ポイント減、「2. 監査+指名」13.0%：3.9ポイント増、「3. 監査+報酬」17.4%：3.8ポイント増、「4. 指名+報酬」60.9%：1.8ポイント増）。ガバナンスの質の低下が懸念される。

問3-5 貴社では、指名委員会が新たな取締役を指名する際、どの委員会を委嘱するかまで明示していましたか。

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	全体			
	うち独立企業		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 全委員会の全委員について明示していた	16 (19)	33.3 (42.2)	10 (12)	43.5 (54.5)
2. 全委員会の全社外取締役について明示していた	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
3. 監査委員会についてのみ全委員について明示していた	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
4. 監査委員会についてのみ社外取締役について明示していた	2 (0)	4.2 (0.0)	1 (0)	4.3 (0.0)
5. 全委員会の全委員について明示していなかった	30 (26)	62.5 (57.8)	12 (10)	52.2 (45.5)
6. その他	0 (0)	0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
回答社数	48 (45)		23 (22)	

- 「5. 全委員会の全委員について明示していなかった」が、多数を占めている（全体62.5%、独立企業52.2%）。
- 独立企業では、前回調査で「1. 全委員会の全委員について明示していた」が過半数を占めていた（54.5%）が、今回調査では、初めて「5. 全委員会の全委員について明示していなかった」が過半数を占めることとなった（52.2%）。
- 取締役指名の際に、委嘱する委員会を明示しない傾向になってきたことがわかる。

問 4 委員会の運営状況

問 4-1 各委員会における議事原案の作成者は誰ですか。(複数回答可)

(1) 監査委員会

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 社内委員	14	(16)	29.2	(35.6)	8	(9)	34.8	(40.9)
2. 社外委員	19	(21)	39.6	(46.7)	4	(6)	17.4	(27.3)
3. 監査委員会事務局	31	(27)	64.6	(60.0)	19	(17)	82.6	(77.3)
4. 執行事務局	1	(1)	2.1	(2.2)	1	(0)	4.3	(0.0)
5. 外部コンサルタント	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
6. その他	11	(12)	22.9	(26.7)	0	(1)	0.0	(4.5)
回答社数	48	(45)			23	(22)		

(2) 指名委員会

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 社内委員	34	(32)	70.8	(71.1)	14	(12)	60.9	(54.5)
2. 社外委員	2	(3)	4.2	(6.7)	1	(3)	4.3	(13.6)
3. 監査委員会事務局	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 執行事務局	24	(22)	50	(48.9)	15	(15)	65.2	(68.2)
5. 外部コンサルタント	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
6. その他	3	(1)	6.3	(2.2)	2	(1)	8.7	(4.5)
回答社数	48	(45)			23	(22)		

(3) 報酬委員会

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 社内委員	33	(31)	68.8	(68.9)	13	(11)	56.5	(50.0)
2. 社外委員	3	(3)	6.3	(6.7)	2	(3)	8.7	(13.6)
3. 監査委員会事務局	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 執行事務局	26	(25)	54.2	(55.6)	17	(18)	73.9	(81.8)
5. 外部コンサルタント	0	(1)	0.0	(2.2)	0	(1)	0.0	(4.5)
6. その他	3	(1)	6.3	(2.2)	2	(1)	8.7	(4.5)
回答社数	48	(45)			23	(22)		

- ・ 監査委員会の議事原案の作成者は、「3. 監査委員会事務局」が最も多く全体の 64.6% (4.6 ポイント増)、独立企業の 82.6% (5.3 ポイント増) を占めている。監査委員会事務局の機能が向上している様子がわかる。
- ・ 独立企業の指名委員会及び報酬委員会では、議事原案の作成者は「執行事務局」が最大値を占めている(指名 65.2%、報酬 73.9%)。

問 4-2 貴社では、どのようにして委員会間の連携をとっていますか。(複数回答可)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 取締役会の場合を通じて	47 (43)	97.9 (95.6)	22 (20)	95.7 (90.9)
2. 委員の兼任によって	41 (37)	85.4 (82.2)	17 (17)	73.9 (77.3)
3. 委員会間の連絡の場を別途設定	2 (2)	4.2 (4.4)	1 (1)	4.3 (4.5)
4. 各委員会の出入、陪席を自由とする	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
5. 委員会スタッフを通じた連携	7 (9)	14.6 (20.0)	5 (6)	21.7 (27.3)
6. その他	12 (5)	25.0 (11.1)	0 (2)	0.0 (9.1)
回答社数	48 (45)		23 (22)	

- ・ 昨年同様に「1. 取締役会の場合を通じて」が最も多く（全体 97.9%、独立企業 95.7%）、次に「2. 委員の兼任によって」が多い（全体 85.4%、独立企業 73.9%）。
- ・ 委員の兼任については、ガバナンス面における質の低下が懸念される一方で、委員会間の連携という意味では一定の役割を果たしているといえる。

問 5 委員会事務局

貴社の委員会事務局について、各委員会の委員会事務局スタッフの人数と、監査委員会の所属事務所スタッフに対する人事同意権等の有無につきご回答ください。(複数の委員会に共通する事務局スタッフを置いている場合について、当該スタッフが総務部や人事部など他部署のスタッフを兼務している者があれば、それらの者を含む)

【全体】

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	指名委員会 専属スタッフ		報酬委員会 専属スタッフ		監査委員会 専属スタッフ		三委員会 共通スタッフ		監査・指名 委員会共通		監査・報酬 委員会共通		指名・報酬 委員会共通	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
事務局「ある」 (社)	3 (3)	6.3 (6.7)	3 (4)	6.3 (8.9)	32 (28)	66.7 (62.2)	4 (5)	8.3 (11.1)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	14 (14)	29.2 (31.1)
平均人数 (人)	2.67 (1.7)	—	3.00 (1.5)	—	2.78 (2.6)	—	3.50 (1.8)	—	0.00 (0.0)	—	0.00 (0.0)	—	0.71 (2.0)	—
人事同意権 有	—	—	—	—	32 (26)	100.0* (92.9*)	2 (4)	50.0* (80.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)	—	—
人事同意権 無	—	—	—	—	0 (2)	0.0* (7.1*)	2 (1)	50.0* (20.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)	—	—
事務局「ない」 (社)	45 (42)	93.8 (93.3)	45 (41)	93.8 (91.1)	16 (17)	33.3 (37.8)	44 (40)	91.7 (88.9)	48 (45)	100.0 (100.0)	48 (45)	100.0 (100.0)	34 (31)	70.8 (68.9)
回答社数	48 (45)		48 (45)		48 (45)		48 (45)		48 (45)		48 (45)		48 (45)	

注 *は事務局が「ある」会社における割合

【独立企業】

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	指名委員会 専属スタッフ		報酬委員会 専属スタッフ		監査委員会 専属スタッフ		三委員会 共通スタッフ		監査・指名 委員会共通		監査・報酬 委員会共通		指名・報酬 委員会共通	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
事務局「ある」(社)	2 (2)	8.7 (9.1)	2 (3)	8.7 (13.6)	17 (16)	73.9 (72.7)	4 (4)	17.4 (18.2)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	7 (9)	30.4 (40.9)
平均人数(人)	2.00 (2.0)	—	2.50 (1.7)	—	3.76 (3.4)	—	3.50 (2.0)	—	0.00 (0.0)	—	0.00 (0.0)	—	2.57 (2.2)	—
人事同意権 有	—	—	—	—	17 (14)	100.0* (87.5*)	2 (3)	50.0* (75.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)	—	—
人事同意権 無	—	—	—	—	0 (2)	0.0* (12.5*)	2 (1)	50.0* (25.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)	—	—
事務局「ない」(社)	21 (20)	91.3 (90.9)	21 (19)	91.3 (86.4)	6 (6)	26.1 (27.3)	19 (18)	82.6 (81.8)	23 (22)	100.0 (100.0)	23 (22)	100.0 (100.0)	16 (13)	69.6 (59.1)
回答社数	23 (22)		23 (22)		23 (22)		23 (22)		23 (22)		23 (22)		23 (22)	

注 *は事務局が「ある」会社における割合

- ・ 「監査委員会専属スタッフ」がある会社は全体の66.7%（昨年比4.5ポイント増）、独立企業の73.9%（昨年比1.2ポイント増）を占める。
- ・ 「監査委員会専属スタッフ」のある全ての会社で、監査委員会にスタッフの人事同意権等がある。

問6 内部監査部門

問6-1 内部監査部門の設置及びスタッフの人数についてご回答ください。

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	全体			
	回答数(社)		%	
	うち独立企業			
	回答数(社)		%	
1. 内部監査部門「ある」	38	(36)	79.2	(80.0)
平均人数(人)	12.29	(14.22)	—	
1-5人	12	(12)	25.0	(26.7)
6-10人	13	(11)	27.1	(24.4)
11-30人	6	(8)	12.5	(17.8)
31人以上	7	(5)	14.6	(11.1)
2. 内部監査部門「ない」	10	(9)	20.8	(20.0)
回答社数	48	(45)		

- ・ 独立企業では、ほとんどの会社に内部監査部門があり(95.7%)、全体でも79.2%の会社に内部監査部門がある。
- ・ 独立企業では、内部監査部門の平均人数は1.71人増加し19.35人となった。また、その人数が「11-30人」の会社が10.1ポイント減少し、「31人以上」が7.9ポイント増加している。財務報告内部統制報告制度が開始したことも影響してか、特に独立企業においては、内部監査部門の陣容を充実する傾向が続いている。

問 6-2 内部監査部門トップの役職をご回答ください。(問 6-1 で「1 以上」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 取締役又は執行役	11	(11)	28.9	(30.6)	6	(7)	27.3	(31.8)
2. 部長職	22	(23)	57.9	(63.9)	13	(14)	59.1	(63.6)
3. その他	5	(2)	13.2	(5.6)	3	(1)	13.6	(4.5)
回答社数	38	(36)			22	(22)		

- 内部監査部門のトップの役職は、「2. 部長職」が全体の 57.9%、独立企業の 59.1%と最も多い。

問 6-3 監査委員会による内部監査部門への指示・命令権や人事同意権の有無についてご回答ください。

(問 6-1 で「1 以上」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

		全体				うち独立企業			
		回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 監査委員会による内部監査部門への指示・命令権	ある	21	(22)	55.3	(61.1)	14	(15)	63.6	(68.2)
	ない	17	(14)	44.7	(38.9)	8	(7)	36.4	(31.8)
2. 監査委員会による内部監査部門の人事同意権	ある	6	(11)	15.8	(30.6)	6	(10)	27.3	(45.5)
	ない	32	(25)	84.2	(69.4)	16	(12)	72.7	(54.5)
回答社数		38	(36)			22	(22)		

- 「1. 監査委員会による内部監査部門への指示・命令権」がある会社が、全体 55.3% (昨年比 5.8 ポイント減)、独立企業 63.6% (同 4.6 ポイント減) と昨年より減少している。
- 「2. 監査委員会による内部監査部門の人事同意権」がある会社は、全体 15.8% (昨年比 14.8 ポイント減)、独立企業 27.3% (同 18.2 ポイント減) と大幅に減少している。
- 監査委員会による内部監査部門の実効的な活用ができていないのか懸念される。

問 7 監査報告書の作成

問 7-1 直近の定時株主総会において、貴社で作成した「監査委員会の監査報告書」の記載のスタイルは、当協会が作成している「監査委員会監査報告のひな型」と同様の内容ですか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 協会の「監査委員会監査報告のひな型」と概ね同じ内容である	45	(40)	93.8	(88.9)	21	(18)	91.3	(81.8)
2. 協会の「監査委員会監査報告のひな型」と半分程度同じ内容である	3	(4)	6.3	(8.9)	2	(3)	8.7	(13.6)
3. 協会の「監査委員会監査報告のひな型」をあまり意識した内容になっていない	0	(1)	0.0	(2.2)	0	(1)	0.0	(4.5)
回答社数	48	(45)			23	(22)		

- 昨年同様、ほとんどの会社が「1. 協会の「監査委員会監査報告のひな型」と概ね同じ内容である」としている (全体 93.8%、独立企業 91.3%)。

問 7-2 監査委員会の監査報告書において、監査委員の個別意見の付記（会社法施行規則第 131 条第 1 項、会社計算規則第 157 条第 1 項）はありましたか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体							
	回答数(社)		%		うち独立企業			
					回答数(社)	%		
1. あった	0	(1)	0.0	(2.2)	0	(0)	0.0	(0.0)
2. なかった	48	(44)	100.0	(97.8)	23	(22)	100.0	(100.0)
回答社数	48	(45)			23	(22)		

- ・ 監査委員の個別意見の付記があった会社はなかった。

問 8 事業報告

問 8-1 会社法により、公開会社については、その事業報告において、「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」（会社法施行規則第 121 条第 8 号）を記載することが求められました。

貴社では、この記載を行いましたか。（公開会社のみ回答）

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体							
	回答数(社)		%		うち独立企業			
					回答数(社)	%		
1. 1名について、記載した	13	(14)	40.6	(43.8)	8	(12)	40.0	(54.5)
2. 2名について、記載した	9	(8)	28.1	(25.0)	7	(5)	35.0	(22.7)
3. 3名(以上)について、記載した	2	(3)	6.3	(9.4)	2	(3)	10.0	(13.6)
4. 記載しなかった	8	(7)	25.0	(21.9)	3	(2)	15.0	(9.1)
回答社数	32	(32)			20	(22)		

- ・ 独立企業では、85.0%の会社において財務及び会計に関する相当程度の知識を有する旨の記載をしている。

問 8-2 会社法により、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下、「計算書類等」という）は、監査を受けたものについて取締役会の承認を受けなければならない旨、明確化されました(会社法第 436 条第 3 項)。

一方、会社実務においては、計算書類等を監査委員会及び会計監査人に送付する前に、取締役会において一旦決議（＝会社法では要請されない任意の取締役会決議）を行うケースも見られます。

貴社では、計算書類等が監査委員会及び会計監査人に提出される前に、計算書類等について取締役会決議を行いましたか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体							
	回答数(社)		%		うち独立企業			
					回答数(社)	%		
1. 行った	13	(7)	27.1	(15.6)	7	(4)	30.4	(18.2)
2. 行わなかった	35	(38)	72.9	(84.4)	16	(18)	69.6	(81.8)
回答社数	48	(45)			23	(22)		

- ・ 「第 9 回インターネット・アンケート（監査役設置会社版）」によると、監査役設置会社の約半数が、計算書類等が監査役及び会計監査人に提出される前に任意の取締役会決議を行っているが、委員会設置会社では、計算書類等が監査委員会及び会計監査人に提出される前に任意の取締役会決議を行った会社は、全体で 27.1%（13 社）、独立企業では倍増したものの 30.4%（7 社）にとどまる。

問9 内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準

問9-1 当協会では、本年2月4日、「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」を制定しました。貴社では、これに相当する監査委員会による内部統制システム監査のための実施基準を制定していますか。

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 制定している	14	29.2	11	47.8
2. 現在は制定していないが、今後制定する予定	8	16.7	3	13.0
3. 現在は制定しておらず、今後も制定する予定はない	26	54.2	9	39.1
回答社数	48		23	

- ・ 「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」を制定している会社は、独立企業では、半数程度（47.8%）あるが、全体では、29.2%に過ぎない。
- ・ 「3. 現在は制定しておらず、今後も制定する予定はない」とする会社が、全体の過半数（54.2%）、独立企業の39.1%と多数ある。
- ・ 実施基準制定から半年しか経っていないことが影響していると思われる。

問9-2 貴社の「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」は、日本監査役協会が策定している「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」と同様の内容ですか。

（問9-1で「1. 制定している」と回答した会社のみ集計）

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 協会が策定したものと概ね同じ内容である	8	57.1	7	63.6
2. 協会が策定したものと半分程度同じ内容である	3	21.4	2	18.2
3. 協会が策定したものをあまり意識した内容になっていない	3	21.4	2	18.2
回答社数	14		11	

- ・ 「1. 協会が策定したものと概ね同じ内容である」とする会社が6割程度を占める（全体57.1%、独立企業63.6%）。

問10 内部統制システムに係る取締役会決議

問10-1 前々回の定時株主総会から直近の定時株主総会までの1年間において、内部統制システムに係る取締役会決議について、見直しの決議を行いましたか。

（カッコ内は平成19年7月実施の運用実態調査結果）

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	20 (34)	41.7 (56.7)	14 (27)	60.9 (71.1)
2. 行っていない	28 (26)	58.3 (43.3)	9 (11)	39.1 (28.9)
回答社数	48 (60)		23 (38)	

- ・ 平成18年5月の内部統制システムに係る取締役会決議から2年が経過するが、この一年間で当該決議を見直した会社は、独立企業の60.9%を占める。昨年も71.1%が見直しを行っているので、毎年見直しを行っている会社が多いようである。
- ・ 問10、11、14、15については、平成19年7月実施の「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」と比較した（「月刊監査役」No.534）。

問 10-2 貴社において見直した項目にはどのようなものがありますか。(複数回答可)

(問 10-1 で「1. 行った」と回答された会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項	6 (17)	30.0 (50.0)	4 (12)	28.6(44.4)
2. 上記1の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項	3 (14)	15.0 (41.2)	2 (10)	14.3(37.0)
3. 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制	5 (18)	25.0 (52.9)	4 (13)	28.6(48.1)
4. 上記1～3のほか、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	3 (19)	15.0 (55.9)	2 (14)	14.3(51.9)
5. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	9 (21)	45.0 (61.8)	6 (16)	42.9(59.3)
6. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	4 (16)	20.0 (47.1)	3 (11)	21.4(40.7)
7. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	7 (23)	35.0 (67.6)	5 (18)	35.7(66.7)
8. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	9 (18)	45.0 (52.9)	6 (13)	42.9(48.1)
9. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	7 (17)	35.0 (50.0)	4 (12)	28.6(44.4)
10. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	10 (20)	50.0 (58.8)	8 (15)	57.1(55.6)
11. 財務報告の適正性を確保するための体制	4 (13)	20.0 (38.2)	3 (10)	21.4(37.0)
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	8 (—)	40.0 (—)	5 (—)	35.7 (—)
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	2 (9)	10.0 (26.5)	0 (6)	0.0(22.2)
14. その他	2 (4)	10.0 (11.8)	1 (3)	7.1(11.1)
回答社数	20 (34)		14 (27)	

- ・ 「10. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を見直した会社はもっとも多く全体の 50.0%、独立企業の 57.1%を占める。
- ・ 東証のコーポレート・ガバナンス報告書に記載が要請された「反社会的勢力排除に向けた基本的考え方」について見直した（追加した）会社は全体の 40.0%、独立企業の 35.7%ある。

問 11 会社の支配に関する基本方針

問 11-1 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」という）を定めていますか。

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 定めている	13 (13)	27.1 (19.4)	5 (6)	21.7 (15.4)
2. 定めていない	35 (53)	72.9 (79.1)	18 (33)	78.3 (84.6)
回答社数	48 (67)		23 (39)	

- ・ 会社の支配に関する基本方針を定めている会社は全体の 27.1%、独立企業の 21.7%である。

問 11-2 貴社では、買収防衛策の導入または発動・不発動の判断をするための取締役会の諮問機関として、経営陣から独立した第三者による委員会（以下、「独立委員会」という）を設置していますか。（問 11-1 で「1. 定めている」と回答した会社のみ集計）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 設置している	3	23.0	3	60.0
2. 設置していない	10	76.9	2	40.0
回答社数	13		5	

・ 独立企業においては、会社の支配に関する基本方針の有無を定めている会社のうち 6 割（3 社）が独立委員会を設置している。

問 11-3 貴社では、監査委員は独立委員会のメンバーになっていますか。（複数回答可）
（問 11-2 で「1. 設置している」と回答した会社のみ集計）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社外監査委員がメンバーになっている	3	100.0	3	100.0
2. 社内監査委員がメンバーになっている	0	0.0	0	0.0
3. 監査委員はメンバーになっていない	0	0.0	0	0.0
回答社数	3		3	

・ 独立委員会を設置している全ての会社で、社外監査委員がそのメンバーになっている。

問 12 定款変更等

問 12-1 貴社では、直近の定時株主総会終結時までに、以下に掲げる定款変更を行いましたか。
（今までに変更済みのものを全て選択）（複数回答可）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 取締役解任決議の要件加重(会社法第341条)	4 (3)	8.3 (6.1)	4 (2)	17.4 (7.7)
2. 書面による取締役会決議の導入(会社法第370条)	40 (45)	83.3 (91.8)	17 (23)	73.9 (88.5)
3. 取締役会における取締役の責任免除(会社法第426条)	27 (27)	56.3 (55.1)	15 (18)	65.2 (69.2)
4. 社外取締役との責任限定契約(会社法第427条)	32 (32)	66.7 (65.3)	20 (22)	87.0 (84.6)
5. 会計監査人との責任限定契約(会社法第427条)	1 (0)	2.1 (0.0)	1 (0)	4.3 (0.0)
6. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定め(会社法第459条)	44 (46)	91.7 (93.9)	19 (24)	82.6 (92.3)
7. 総会参考書類等のWeb開示(会社法施行規則第94条、第133条第3項以下、会社計算規則第161条第4項以下、第162条第4項以下)	28 (31)	58.3 (63.3)	16 (21)	69.6 (80.8)
回答社数	48 (49)		23 (26)	

・ 「3. 取締役会における取締役の責任免除」については全体の 56.3%、独立企業の 65.2%の会社が、「4. 社外取締役との責任限定契約」については、全体の 66.7%、独立企業の 87.0%の会社が定款変更を行っている。

問 12-2 定款変更後、実際に、社外取締役との責任限定契約を締結しましたか。または、締結する予定はありますか。(複数回答可)

(問 12-1 で「4. 社外取締役との責任限定契約」を選択した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 「常勤社外取締役」と責任限定契約を締結した(する予定である)	5 (3)	15.6 (9.4)	2 (4)	10.0 (18.2)
2. 「非常勤社外取締役」と責任限定契約を締結した(する予定である)	32 (32)	100.0 (100.0)	20 (22)	100.0(100.0)
3. 社外取締役と責任限定契約を締結していない(する予定はない)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
回答社数	32 (32)		20 (22)	

- ・ 昨年同様、定款変更した全ての会社が「2. 「非常勤社外取締役」と責任限定契約を締結した(する予定である)」と回答している。一方、「1. 「常勤社外取締役」と責任限定契約を締結した(する予定である)」会社は全体の 15.6% (5 社)、独立企業の 10.0% (2 社) にとどまる。

問 12-3 定款変更後、実際に、会計監査人と責任限定契約を締結しましたか。または、締結する予定はありますか。(問 12-1 で「5. 会計監査人との責任限定契約」を選択した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 会計監査人と責任限定契約を締結した(する予定である)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
2. 会計監査人と責任限定契約を締結していない(する予定はない)	1 (0)	100.0 (0.0)	1 (0)	100.0 (0.0)
回答社数	1		1	

- ・ 会計監査人との責任限定契約に関する定款変更を行った 1 社においても、実際には、会計監査人と責任限定契約を締結していない。

問 12-4 定款変更後、直近の定時株主総会において、実際に、Web 開示による提供書類の一部省略を行いましたか。(問 12-1 で「7. 総会参考書類の Web 開示」を選択した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	4 (5)	14.3 (16.1)	1 (3)	6.3 (14.3)
2. 行わなかった	24 (26)	85.7 (83.9)	15 (18)	93.8 (85.7)
回答社数	28 (31)		16 (21)	

- ・ 定款変更はしても、実際に Web 開示による提供書類の一部省略を行った会社は少ない (全体の 14.3%、独立企業の 6.3%)。

問 13 連結計算書類

問 13-1 貴社は連結計算書類作成会社ですか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. はい	32 (30)	66.7 (66.7)	20 (20)	87.0 (90.9)
2. いいえ	16 (15)	33.3 (33.3)	3 (2)	13.0 (9.1)
回答社数	48 (45)		23 (22)	

問 13-2 執行役から監査委員会及び会計監査人への計算書類の提出時期についてご回答ください。

(問 13-1 で「1. はい」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 個別の計算書類と連結計算書類は、同時に提出された	32 (26)	100.0 (86.7)	20 (17)	100.0 (85.0)
2. 連結計算書類のほうが、個別の計算書類よりも遅れて提出された	0 (4)	0.0 (13.3)	0 (3)	0.0 (15.0)
3. 個別の計算書類のほうが、連結計算書類よりも遅れて提出された	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
回答社数	32 (30)		20 (20)	

・ 全ての会社が「1. 個別の計算書類と連結計算書類は、同時に提出された」と回答している。

問 13-3 会計監査人から監査委員会への会計監査人監査報告書の提出時期についてご回答ください。

(問 13-1 で「1. はい」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 「個別計算書類の会計監査人監査報告」と「連結計算書類に係る会計監査人監査報告」は、同時に提出された	32 (29)	100.0 (96.7)	20 (19)	100.0 (95.0)
うち問 13-2 で 1. と回答した会社	32 (26)	100.0* (89.7*)	20 (17)	100.0* (89.5*)
うち問 13-2 で 2. と回答した会社	0 (3)	0.0* (10.3*)	0 (2)	0.0* (10.5*)
うち問 13-2 で 3. と回答した会社	0 (0)	0.0* (0.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)
2. 「連結計算書類に係る会計監査人監査報告」のほうが、「個別計算書類の会計監査人監査報告」よりも遅れて提出された	0 (1)	0.0 (3.3)	0 (1)	0.0 (5.0)
うち問 13-2 で 1. と回答した会社	0 (0)	0.0* (0.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)
うち問 13-2 で 2. と回答した会社	0 (1)	0.0* (100.0*)	0 (1)	0.0* (100.0*)
うち問 13-2 で 3. と回答した会社	0 (0)	0.0* (0.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)
3. 「個別計算書類の会計監査人監査報告」のほうが、「連結計算書類に係る会計監査人監査報告」よりも遅れて提出された	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 0.0*
うち問 13-2 で 1. と回答した会社	0 (0)	0.0* (0.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)
うち問 13-2 で 2. と回答した会社	0 (0)	0.0* (0.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)
うち問 13-2 で 3. と回答した会社	0 (0)	0.0* (0.0*)	0 (0)	0.0* (0.0*)
回答社数	32 (30)		20 (20)	

注 *は問 13-3 の各選択肢の回答社数に対する割合

- ・ 会計監査人から監査委員会への会計監査報告書の提出時期についても、全ての会社が「1. 「個別計算書類の会計監査報告書」と「連結計算書類に係る会計監査報告書」は、同時に提出された」と回答している。

問13-4 貴社では、監査委員会監査報告につき、個別と連結を纏めて作成しましたか、別々に作成しましたか。(問 13-1 で「1. はい」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 個別・連結を纏めて作成した	10	(8)	31.3	(26.7)	9	(6)	45.0	(30.0)
2. 個別・連結を別々に作成した	22	(22)	68.8	(73.3)	11	(14)	55.0	(70.0)
回答社数	32	(30)			20	(20)		

- ・ 「2. 個別・連結を別々に作成した」とする会社が全体の 68.8%、独立企業の 55.0%となっており、多数派を占めているが、昨年に比べ「1. 個別・連結を纏めて作成した」会社が増加している(全体 31.3% : 4.6 ポイント増、独立企業 45.0% : 15.0 ポイント増)。

問 13-5 株主総会における連結計算書類の監査結果の報告はどのように行いましたか。

(問 13-1 で「1. はい」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 監査委員が会計監査人の監査結果と監査委員会の監査結果の両方について口頭報告し、別途、他の取締役(議長など)から監査委員の口頭報告のとおりである旨の口頭報告があった	12	(10)	37.5	(33.3)	4	(5)	20.0	(25.0)
2. 監査委員が会計監査人の監査結果と監査委員会の監査結果の両方について口頭報告し、他の取締役(議長など)からは何ら口頭報告がなかった	8	(4)	25.0	(13.3)	5	(2)	25.0	(10.0)
3. 監査委員が監査委員会の監査結果についてのみ口頭報告し、他の取締役(議長など)からは会計監査人の監査結果のほか、監査委員会の監査結果については監査委員の口頭報告のとおりである旨の口頭報告があった	6	(7)	18.8	(23.3)	5	(6)	25.0	(30.0)
4. 監査委員が監査委員会の監査結果についてのみ口頭報告し、他の取締役(議長など)からは、会計監査人の監査結果についてのみ口頭報告があった	2	(3)	6.3	(10.0)	2	(2)	10.0	(10.0)
5. 監査委員からは口頭報告は行わず、他の取締役(議長など)から会計監査人の監査結果と監査委員会の監査結果の両方について口頭報告があった	3	(4)	9.4	(13.3)	3	(4)	15.0	(20.0)
6. その他	1	(2)	3.1	(6.7)	1	(1)	5.0	(5.0)
回答社数	32	(30)			20	(20)		

- ・ 連結計算書類に係る監査委員会の監査結果につき監査委員が口頭報告をした会社(選択肢 1~4)は全体の 87.6% (28 社)、独立企業の 80.0% (16 社)を占めている。
- ・ 「2. 監査委員が会計監査人の監査結果と監査委員会の監査結果の両方について口頭報告し、他の取締役(議長など)からは何ら口頭報告がなかった」とする会社が全体の 25.0% (昨年比 11.7 ポイント増)、独立企業の 25.0% (同 15.0 ポイント増)と大幅に増えている。

問14 決算短信

問14-1 貴社は「決算短信」の作成会社ですか。

(カッコ内は平成19年7月実施の運用実態調査結果)

	全体				うち独立企業	
	回答数(社)	%		回答数(社)	%	
1. 作成会社である(連結ベース作成会社)	32 (47)	66.7 (70.1)		20 (31)	87.0 (79.5)	
2. 作成会社である(個別ベース作成会社)	0 (3)	0.0 (4.5)		0 (3)	0.0 (7.7)	
3. 作成会社ではない	16 (17)	33.3 (25.4)		3 (5)	13.0 (12.8)	
回答社数	48 (67)			23 (39)		

- ・ 全体の66.7%、独立企業の87.0%が連結ベース作成会社である。

問14-2 決算短信は、取締役会に付議されていますか。

(問14-1で「1. 作成会社である(連結ベース作成会社)」または「2. 作成会社である(個別ベース作成会社)」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成19年7月実施の運用実態調査結果)

	全体				うち独立企業	
	回答数(社)	%		回答数(社)	%	
1. 決議事項として付議されている	13 (34)	40.6 (68.0)		8 (22)	40.0 (64.7)	
2. 報告事項として付議されている	13 (11)	40.6 (22.0)		7 (8)	35.0 (23.5)	
3. 付議されていない	6 (5)	18.8 (10.0)		5 (4)	25.0 (11.8)	
回答社数	32 (50)			20 (34)		

- ・ 「1. 決議事項として付議されている」会社が大幅に減少し(全体40.6%:昨年比27.4ポイント減、独立企業40.0%:同24.7ポイント減)、「3. 付議されていない」会社が増加している(全体18.8%:同8.8ポイント増、独立企業25.0%:同13.2ポイント増)ものの、取締役会に「付議されている」会社が全体の81.2%、独立企業の75.0%と多数を占める。

問14-3 貴社は、いつ決算短信を公表しましたか。(連結ベース作成会社は連結公表について、個別ベース作成会社は個別公表についてご回答ください)

(問14-1で「1. 作成会社である(連結ベース作成会社)」または「2. 作成会社である(個別ベース作成会社)」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成19年7月実施の運用実態調査結果)

	全体				うち独立企業	
	回答数(社)	%		回答数(社)	%	
1. 決算期末から20日以内	0 (2)	0.0 (4.0)		0 (1)	0.0 (2.9)	
2. 決算期末から30日以内	22 (18)	68.8 (36.0)		10 (5)	50.0 (14.7)	
3. 決算期末から45日以内	9 (15)	28.1 (30.0)		9 (14)	45.0 (41.2)	
4. 決算期末から55日以内	1 (12)	3.1 (24.0)		1 (11)	5.0 (32.3)	
5. 決算期末から56日以後	0 (1)	0.0 (2.0)		0 (1)	0.0 (2.9)	
回答社数	32 (50)			20 (34)		

- ・ 「2. 決算期末から 30 日以内」が最も多く全体の 68.8%、独立企業の 50.0%を占めている。昨年は、「3. 決算期末から 45 日以内」が多数を占めていた（全体 30.0%、独立企業 41.2%）が、決算短信の公表時期が早期化している。

問 14-4 監査委員会は決算短信について監査していますか。

（問 14-1 で「1. 作成会社である（連結ベース作成会社）」または「2. 作成会社である（個別ベース作成会社）」と回答した会社のみ集計）

（カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果）

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 監査している	14	(31)	43.8	(62.0)	10	(20)	50.0	(58.8)
2. 監査していない	18	(18)	56.3	(36.0)	10	(13)	50.0	(38.2)
回答社数	32	(50)			20	(34)		

- ・ 昨年に比べ、決算短信について監査している会社が大幅に減少している（全体 43.8% : 18.2 ポイント減、独立企業 50.0% : 8.8 ポイント減）。公表時期が早まったこと（問 14-3 参照）が影響しているものと思われる。

問 14-5 決算短信の監査内容について、ご回答ください。（複数回答可）

（問 14-4 で「1. 監査している」と回答した会社のみ集計）

（カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果）

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	5	(11)	35.7	(35.5)	4	(8)	40.0	(40.0)
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	5	(17)	35.7	(54.8)	4	(14)	40.0	(70.0)
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	11	(17)	78.6	(54.8)	8	(10)	80.0	(50.0)
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	10	(16)	71.4	(51.6)	6	(9)	60.0	(45.0)
回答社数	14	(31)			10	(20)		

- ・ 「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が大幅に減少し（全体 35.7% : 昨年比 19.1 ポイント減、独立企業 40.0% : 同 30.0 ポイント減）、一方、「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」（全体 78.6% : 同 23.8 ポイント増、独立企業 80.0% : 同 30.0 ポイント増）と「4. 決算短信のうち非財務情報を監査した」（全体 71.4% : 同 19.8 ポイント増、独立企業 60.0% : 同 15.0 ポイント増）が大幅に増加した。

問 15 有価証券報告書

問15-1 貴社は有価証券報告書作成会社ですか。

（カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果）

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. はい	31	(51)	64.6	(76.1)	19	(35)	82.6	(89.7)
2. いいえ	17	(16)	35.4	(23.9)	4	(4)	17.4	(10.3)
回答社数	48	(67)			23	(39)		

- ・ 全体の 64.6%、独立企業の 82.6%が有価証券報告書作成会社である。

問15-2 有価証券報告書は、取締役会に付議されていますか。

(問 15-1 で「1. はい」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 決議事項として付議	3	(10)	9.7	(19.6)	3	(6)	15.8	(17.1)
2. 報告事項として付議	10	(11)	32.3	(21.6)	5	(6)	26.3	(17.1)
3. 付議していない	18	(27)	58.1	(53.0)	11	(9)	57.9	(60.0)
回答社数	31	(51)			19	(35)		

- ・ 決算短信が決議事項または報告事項として取締役会に付議されている会社が 8 割程度あるのに対し、有価証券報告書については、取締役会に「付議されている」会社は約 4 割にとどまる（全体 41.9%、独立企業 42.1%）。（問 14-2 参照）

問 15-3 監査委員会は、有価証券報告書について監査していますか。

(問 15-1 で「1. はい」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 監査している	19	(25)	61.3	(49.0)	13	(16)	68.4	(45.7)
2. 監査していない	12	(23)	38.7	(45.1)	6	(16)	31.6	(45.7)
回答社数	31	(51)			19	(35)		

- ・ 決算短信は監査している会社が半数程度にとどまるのに対し、有価証券報告書は「監査している」会社が昨年より大幅に増加し 6~7 割（全体 61.3%：12.3 ポイント増、独立企業 68.4%：22.7 ポイント増）を占める。決算短信公表の早期化により、監査委員会による監査は、有価証券報告書の監査に重点が移ったものと思われる。（問 14-4 参照）

問 15-4 有価証券報告書の監査内容について、ご回答ください。（複数回答可）

(問 15-3 で「1. 監査している」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	9	(13)	47.4	(52.0)	7	(9)	53.8	(56.3)
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	6	(16)	31.6	(64.0)	4	(12)	30.8	(75.0)
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	13	(9)	68.4	(36.0)	9	(7)	69.2	(43.8)
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	12	(11)	63.2	(44.0)	9	(7)	69.2	(43.8)
回答社数	19	(25)			13	(16)		

- ・ 昨年に比べ、「2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」会社が半減し（全体 31.6%：32.4 ポイント減、独立企業 30.8%：44.2 ポイント減）、「3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した」（全体 68.4%：32.4 ポイント増、独立企業 69.2%：25.4 ポイント増）と「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」（全体 63.2%：19.2 ポイント増、独立企業 69.2%：25.4 ポイント増）が増加している。

問 16 定時株主総会における監査委員会への質問等

問 16-1 直近の定時株主総会において、監査委員に対する質問、あるいは、監査委員会又は監査に関連した質問がありましたか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	2 (3)	4.2 (6.7)	2 (1)	8.7 (4.5)
2. なかった	46 (42)	95.8 (93.3)	21 (21)	91.3 (95.5)
回答社数	48 (45)		23 (22)	

- ・ 監査委員に対する直接の質問、あるいは、監査委員会または監査に関連した質問がある会社が 2 社ある。

問 16-2 株主総会における監査委員会への質問内容はどのようなものでしたか。(複数回答可)
(問 16-1 で「1. あった」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 重点監査項目について	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
2. 実査・往査について	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
4. 監査体制について	0 (1)	0.0 (33.3)	0 (1)	0.0 (100.0)
5. 取締役会への出席について	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
6. 会計監査人の監査結果について	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
7. 会計監査人について	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
8. 監査委員会の運営について	1 (0)	50.0 (0.0)	1 (0)	50.0 (0.0)
9. 社外監査委員について	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
10. 監査委員の任期・員数・兼任状況について	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
11. 補欠役員の選任について	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
12. 監査委員会の監査結果について	1 (1)	50.0 (33.3)	1 (0)	50.0 (0.0)
13. その他	1 (1)	50.0 (33.3)	1 (0)	50.0 (0.0)
回答社数	2 (3)		2 (1)	

- ・ 監査委員会の運営と監査結果についての質問が 1 件ずつある。

問 16-3 監査委員に対する質問、あるいは、監査委員会又は監査に関連した質問に対し、監査委員は回答しましたか。(問 16-1 で「1. あった」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査委員が回答した	1 (3)	50.0 (100.0)	1 (1)	50.0 (100.0)
2. 監査委員は回答しなかった	1 (0)	50.0 (0.0)	1 (0)	50.0 (0.0)
回答社数	2 (3)		2 (1)	

- ・ 昨年は、監査委員に対する質問に対し、すべて監査委員が回答していたが、今年は、監査委員が回答した会社と回答しなかった会社が1社ずつとなっている。

問 17 定時株主総会後の監査委員会の運営

問17-1 定時株主総会当日の監査委員会は、いつ開催しましたか。

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 株主総会終了後、取締役会開催前	1 (1)	2.1 (2.0)	0 (1)	0.0 (3.8)
2. 株主総会終了後、取締役会終了後	44 (45)	91.7 (91.8)	20 (22)	87.0 (84.6)
3. 株主総会終了後、取締役会開催前と終了後	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
4. その他	3 (3)	6.3 (6.1)	3 (3)	13.0 (11.5)
回答社数	48 (49)		23 (26)	

- ・ 昨年と同様、ほとんどの会社が、「2. 株主総会終了後、取締役会終了後」に監査委員会を開催している（全体91.7%（44社）、独立企業87.0%（20社））。

問17-2 定時株主総会後の監査委員会の開催時間はどのくらいですか。(問17-1で「3. 株主総会終了後、取締役会開催前と終了後」と回答した会社は、2回の監査委員会の合計時間)

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 10分未満	15 (4)	31.3 (8.2)	2 (3)	8.7 (11.5)
2. 10分以上30分未満	16 (26)	33.3 (53.1)	11 (11)	47.8 (42.3)
3. 30分以上1時間未満	11 (13)	22.9 (26.5)	6 (6)	26.1 (23.1)
4. 1時間以上2時間未満	5 (5)	10.4 (10.2)	3 (5)	13.0 (19.2)
5. 2時間以上	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
6. まだ開催していない	1 (1)	2.1 (2.0)	1 (1)	4.3 (3.8)
回答社数	48 (49)		23 (26)	

- ・ 「2. 10分以上30分未満」が最も多い（全体33.3%（16社）、独立企業47.8%（11社））。

問17-3 定時株主総会後の監査委員会の議事内容はどのようなものですか。(複数回答可)

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 議長の選定	41 (41)	85.4 (83.7)	16 (18)	69.6 (69.2)
2. 指名監査委員等の選定(監査委員会監査基準第8条参照)	41 (44)	85.4 (89.8)	18 (22)	78.3 (84.6)
3. 監査方針・監査計画・職務分担の決定	40 (38)	83.3 (77.6)	16 (17)	69.6 (65.4)
4. 監査関係予算の決定	3 (2)	6.3 (4.1)	3 (1)	13.0 (3.8)
5. その他	28 (27)	58.3 (55.1)	11 (11)	47.8 (42.3)
回答社数	48 (49)		23 (26)	

- ・ 全体の85.4%、独立企業の78.3%が、「2. 指名監査委員等の選定」を議題としている。

以上